



に基づき、埋立予定地の所在、予定配分口数及び予定配分面積を公

告しなければならない。

2 前項の規定による公告に係る埋立予定地につき第四項の規定により所有権を取得しようとする者は、その公告の日から起算して三十日以内に、農林省令で定める手続により、配分申込書を公団に提出しなければならない。

3 公団は、政令で定めるところにより、前項の規定により配分申込書の提出をした者で農業に精進する見込みのあるもののうちから適当と認められる者を選定し、その者に次の事項を記載した配分通知書を交付する。

4 配分を受ける者の氏名又は名称及び住所

5 配分する埋立予定地の所在の場所及び面積

6 公団は、政令で定めるところにより、前項の規定による配分通知書の交付を受けた者は、当該配分通知書に記載された場所の埋立予定地を含む地域に係る埋立干拓事業の完了の期日において、当該埋立予定地につき造成される埋立地又は干拓地の所有権を取得する。この場合において、当該埋立地又は干拓地につき公団の所有権が存するときは、当該完了の期日において、その公団の所有権は、消滅する。

7 前項の完了の期日は、同項前段に規定する地域に係る埋立て又は干拓について公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二

条の竣工認可のあつた日とする。

第二十四条第一項中「第三号まで」の事業の下に「埋立干拓事業を除く。」を、「その事業に要する費用を」として改める。

第三十三条の二 公団は、木曾川事

業区域の事業に係る經理及び豊川

事業区域の事業に係る經理を区分

つては、公団の事業となる日までに当該事業につき国が要した費用を含む。以下第二十七条において同じ。」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条

第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「組合員である場合」の下に「又は前項に規定する者が当該事業の施行によつて造成される土地の全部又は一部をその地区に含む土地改良区の組合員である場合」を加え、「同項」を二項第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 公団は、政令で定めるところにより、前条第四項の規定により埋立干拓事業の施行によつて造成される土地の所有権を取得した者に對し、その事業に要する費用の全部又は一部を賦課徵收することができる。

3 公団は、政令で定めるところにより、前項を「第一項又は前項」に改め、同項を同条第一項の次に次の二項を加える。

4 その他農林省令で定める事項

5 公団は、政令で定めるところにより、前項の規定による配分通知書の交付を受けた者は、当該配分通知書に記載された場所の埋立予定地を含む地域に係る埋立干拓事業の完了の期日において、当該埋立予定地につき造成される埋立地又は干拓地の所有権を取得する。この場合において、当該埋立地又は干拓地につき公団の所有権が存するときは、当該完了の期日において、その公団の所有権は、消滅する。

6 前項の完了の期日は、同項前段に規定する地域に係る埋立て又は干拓について公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二

条第三十三条の次に次の二条を加える。

第三十四条の見出しを「(借入金及び愛用水面公团債券)」に改め、同条

第三十五条の見出しを「(借入金及び愛用水面公团債券)」に改め、同条

第三十六条の見出しを「(借入金及び愛用水面公团債券)」に改め、同条

第三十七条に次の二条を加える。

3 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条

の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第

三十四条第五項の認可を受けて公

團の発行する債券に係る債務につ

いて保証契約をすることができ

る。

5 公団は、次条第一項に規定する場合のほか、農林大臣の認可を受けて、愛用水面公团債券(以下「債券」という。)を発行することがで

きる。

6 債券の債権者及び公団に對して

資金の貸付けをしている国際復興開発銀行は、公団の財産について他の債権者に先づて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

7 前項の先取特權の順位は、民法の規定による一般の先取特權に次ぐものとする。

8 公団は、農林大臣の認可を受けた、債券の發行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

9 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第二百一十二条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

10 第二十五条第一項中「前条第一項又は第二項」を「前条第一項から第三項まで」に改め、同条第三項中「前条第一項の下に「又は第二項」を加え、同条第五項中「前条第二項」を

することができる。」を「貸付けをし、又は債券の引受けをすることができる。」に改める。

第三十五条の見出しを削る。

2 前項の完了の期日は、同項前段に規定する地域に係る埋立て又は干拓について公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二

条第三項に改める。

3 第二十六条中「第二十四条第二項」を「第二十四条第三項」に改める。

4 第二十八条中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

5 前項の完了の期日は、同項前段に規定する地域に係る埋立て又は干拓について公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二

条第三項に改める。

6 第二十九条中「第二十四条第三項」を「第二十四条第三項」に改める。

7 第二十九条の見出しを削る。

8 第二十九条の見出しを削る。

9 第二十九条の見出しを削る。

10 第二十九条の見出しを削る。

11 第二十九条の見出しを削る。

12 第二十九条の見出しを削る。

13 第二十九条の見出しを削る。

14 第二十九条の見出しを削る。

15 第二十九条の見出しを削る。

16 第二十九条の見出しを削る。

17 第二十九条の見出しを削る。

18 第二十九条の見出しを削る。

19 第二十九条の見出しを削る。

20 第二十九条の見出しを削る。

21 第二十九条の見出しを削る。

22 第二十九条の見出しを削る。

23 第二十九条の見出しを削る。

24 第二十九条の見出しを削る。

25 第二十九条の見出しを削る。

26 第二十九条の見出しを削る。

27 第二十九条の見出しを削る。

28 第二十九条の見出しを削る。

29 第二十九条の見出しを削る。

30 第二十九条の見出しを削る。

31 第二十九条の見出しを削る。

32 第二十九条の見出しを削る。

33 第二十九条の見出しを削る。

34 第二十九条の見出しを削る。

35 第二十九条の見出しを削る。

36 第二十九条の見出しを削る。

37 第二十九条の見出しを削る。

38 第二十九条の見出しを削る。

39 第二十九条の見出しを削る。

40 第二十九条の見出しを削る。

41 第二十九条の見出しを削る。

42 第二十九条の見出しを削る。

43 第二十九条の見出しを削る。

44 第二十九条の見出しを削る。

45 第二十九条の見出しを削る。

46 第二十九条の見出しを削る。

47 第二十九条の見出しを削る。

48 第二十九条の見出しを削る。

49 第二十九条の見出しを削る。

50 第二十九条の見出しを削る。

51 第二十九条の見出しを削る。

52 第二十九条の見出しを削る。

53 第二十九条の見出しを削る。

54 第二十九条の見出しを削る。

55 第二十九条の見出しを削る。

56 第二十九条の見出しを削る。

57 第二十九条の見出しを削る。

58 第二十九条の見出しを削る。

59 第二十九条の見出しを削る。

60 第二十九条の見出しを削る。

61 第二十九条の見出しを削る。

62 第二十九条の見出しを削る。

63 第二十九条の見出しを削る。

64 第二十九条の見出しを削る。

65 第二十九条の見出しを削る。

66 第二十九条の見出しを削る。

67 第二十九条の見出しを削る。

68 第二十九条の見出しを削る。

69 第二十九条の見出しを削る。

70 第二十九条の見出しを削る。

71 第二十九条の見出しを削る。

72 第二十九条の見出しを削る。

73 第二十九条の見出しを削る。

74 第二十九条の見出しを削る。

75 第二十九条の見出しを削る。

76 第二十九条の見出しを削る。

77 第二十九条の見出しを削る。

78 第二十九条の見出しを削る。

79 第二十九条の見出しを削る。

80 第二十九条の見出しを削る。

81 第二十九条の見出しを削る。

82 第二十九条の見出しを削る。

83 第二十九条の見出しを削る。

84 第二十九条の見出しを削る。

85 第二十九条の見出しを削る。

86 第二十九条の見出しを削る。

87 第二十九条の見出しを削る。

88 第二十九条の見出しを削る。

89 第二十九条の見出しを削る。

90 第二十九条の見出しを削る。

91 第二十九条の見出しを削る。

92 第二十九条の見出しを削る。

93 第二十九条の見出しを削る。

94 第二十九条の見出しを削る。

95 第二十九条の見出しを削る。

96 第二十九条の見出しを削る。

97 第二十九条の見出しを削る。

98 第二十九条の見出しを削る。

99 第二十九条の見出しを削る。

100 第二十九条の見出しを削る。

101 第二十九条の見出しを削る。

102 第二十九条の見出しを削る。

103 第二十九条の見出しを削る。

104 第二十九条の見出しを削る。

105 第二十九条の見出しを削る。

106 第二十九条の見出しを削る。

107 第二十九条の見出しを削る。

108 第二十九条の見出しを削る。

109 第二十九条の見出しを削る。

110 第二十九条の見出しを削る。

111 第二十九条の見出しを削る。

112 第二十九条の見出しを削る。

113 第二十九条の見出しを削る。

114 第二十九条の見出しを削る。

115 第二十九条の見出しを削る。

116 第二十九条の見出しを削る。

117 第二十九条の見出しを削る。

118 第二十九条の見出しを削る。

119 第二十九条の見出しを削る。

120 第二十九条の見出しを削る。

121 第二十九条の見出しを削る。

122 第二十九条の見出しを削る。

123 第二十九条の見出しを削る。

124 第二十九条の見出しを削る。

125 第二十九条の見出しを削る。

126 第二十九条の見出しを削る。

127 第二十九条の見出しを削る。

128 第二十九条の見出しを削る。

129 第二十九条の見出しを削る。

130 第二十九条の見出しを削る。

131 第二十九条の見出しを削る。

132 第二十九条の見出しを削る。

133 第二十九条の見出しを削る。

134 第二十九条の見出しを削る。

135 第二十九条の見出しを削る。

136 第二十九条の見出しを削る。

137 第二十九条の見出しを削る。

138 第二十九条の見出しを削る。

139 第二十九条の見出しを削る。

140 第二十九条の見出しを削る。

141 第二十九条の見出しを削る。

142 第二十九条の見出しを削る。

143 第二十九条の見出しを削る。

144 第二十九条の見出しを削る。

145 第二十九条の見出しを削る。

146 第二十九条の見出しを削る。

147 第二十九条の見出しを削る。

148 第二十九条の見出しを削る。

149 第二十九条の見出しを削る。

150 第二十九条の見出しを削る。

151 第二十九条の見出しを削る。

152 第二十九条の見出しを削る。

153 第二十九条の見出しを削る。

154 第二十九条の見出しを削る。

155 第二十九条の見出しを削る。

156 第二十九条の見出しを削る。

157 第二十九条の見出しを削る。

158 第二十九条の見出しを削る。

159 第二十九条の見出しを削る。

160 第二十九条の見出しを削る。

161 第二十九条の見出しを削る。

162 第二十九条の見出しを削る。

163 第二十九条の見出しを削る。

164 第二十九条の見出しを削る。

165 第二十九条の見出しを削る。

166 第二十九条の見出しを削る。

167 第二十九条の見出しを削る。

○田口(長)委員長代理 提案理由はお手元に配付いたしておりますので、これによつて御承知願うこととし、直ちに質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。加藤清二君。

○加藤(清)委員 ただいま上程されておりまする愛知用水公團法の一部を改正する法律案の審議にあたりまして、私は二三まず官房長官にお尋ねしたいと存じます。

すなわち、この法案と、目下内閣で用意されているであろうと予想されましる水資源開発公團と申しましようか、名前は治水あるいは利水になるか存じませんけれども、その法案と大へん緊密なる関係があると思うのでござります。すなわち、池田総理は、かりに名前を水資源開発公團といたしますとすれば、その法案が通過しその開発公團が発足したときには、この愛知用

水公團にかかるものをも吸収するんだといふ旨の新聞発表をしていらっしゃるわけでございます。

そこで、お尋ねせんければならぬのは、一体、その水資源開発公團なるものは、農林、商工、厚生と、それぞれ意見の相違があつたように承つております。と同時に、またことには建設との関係において非常な意見の相違があつたとも聞いておりますが、そういう意見の相違のあるものが、はたして今国会に提出されるかいなか、あるいは今国会にその法案が提出され通過する見込みがあるのかないのか、それをまずお尋ねします。

○大平政府委員 水資源開発公團法につきましては、政府部内におきまし

て意見の調整を急いでおりまして、本日衆議院の方へ御提案申し上げました。

○加藤(清)委員 さすが大平官房長官の腕によって、難航を絶けましたもの

がきょうその御提出のお運びになつたということは、全く野党の私どもも慶賀の至りでござります。ところが、さてそれでは提出はされましたか、内閣としては今国会中にしからばこれを通すという意気込みでござりますか。

○大平政府委員 国会に御提案申し上

げましたら、今度は国会の方のお仕事になるわけでござります。私どもとい

たしましては、これは当初から大へんな問題でございまして、せつかく各省の意見もまとめて御提案申し上げました以上、今国会におきましては皆様方の御協力を得ましてぜひ成立させていただきたいということを希望しております。

○加藤(清)委員 各省の意見があなたの腕によつてまとまつたということであれば、あと残る問題はわれわれ野党の協力いかんということに相なるわけ

でございまして、まあその内容のいかんによってまとまつたということで

は、この水資源の開発が目下の急務であります。野党も一致した意見であろうと思う。

○伊東政府委員 豊川の工事を愛知用

水公團で包括いたしまして仕事をする場合には、まだびっしり何年といふことを最後まできめているわけではございませんが、大体今までの目標では、第二期工事を入れまして七年くらいで完成を目指にしようかといふような話

合いをいたしておりますが、最終的にまだびっしりとはきめておりません。

○加藤(清)委員 大体の目途は何年くらいいの御予定でござりますか。

○伊東政府委員 今申し上げましたよ

うに、大体、特別会計でやつておりますと同じに、七年を目標ということで

あると同時に、この日本の水資源は

ふとうに有効に使わなければならない

といふ点については、おそらく与党も

これはもはや国民の声だらうと思うわ

けでござります。そこで、しかばば、

もしそれが通つたとして、発足を見る

○大平政府委員 成立後六ヶ月以内にというように法案はいたしてございます。

○加藤(清)委員 そうすると、六ヶ月以内に公團そのものが発足する、こう

いうことありますね。

○大平政府委員 そうです。

○加藤(清)委員 ところが、ただいま審議の対象と相なつておりますとこ

そらく工事予定は七年と今までの農林省の予定では承つておりますが、そ

れは七年と解釈してよろしくござい

ますか。今度は農林省の方にお答え願いたいと思います。

○伊東政府委員 豊川の工事を愛知用

水公團で包括いたしまして仕事をする場合には、まだびっしり何年といふことを最後まできめているわけではございませんが、大体今までの目標では、第二期工事を入れまして七年くらいで完

成を目指にしようかといふような話

合いでございまして仕事をする

場合の完成の年次でございますが、一

応、三十六年度の予算をやりますとき

には、まだびっしり何年といふことを最後まできめているわけではございませんが、大体今までの目標では、第二期工事を入れまして七年くらいで完

成を目指にしようかといふような話

合いでございまして仕事をする

場合には、まだびっしり何年といふことを最後まできめているわけではございませんが、大体今までの目標では、第二期工事を入れまして七年くらいで完

わち徳川の圧制下において薩摩の勢力をそぐ手段として行なわれた、あの武士の二の舞が今ここに行われようとすることは、これは民主主義の世の中ににおいて黙視することができないと思うのです。幸いにして近き将来においてより大きなところへ溶け込ませるといふ腹があるならば、なぜにここで転退職やらあるいはよそへと言うて明らかに首切り、辞職を要請しなければならないのか。もちろん、これはあとに相なつておりますから、手続上無理からぬことだとは思いますが、幸い今国会においてそれが審議されるということならば、当然ここにおいてその人事の問題についてもお考え願つてしかるべきだと思いますが、官房長官の御意見は一体いかがなものでございましょうか。

退職をしなければならないといふ方に對しては、一考あつてかかるべきではないか。いわんや、従業員の方にして優秀なる技術を持つてゐる人がチームワークによつしきを得て愛知用水の工事を所期の予定通り完成したならば、これでは功績者でござりますから、これに報いるに軽退職、首切りでもつて臨むべきものでない。幸いにして今その憂慮をなきよう善処する旨の御答弁がござりましたので、私もあなたの言を信頼して憂えを取り除くことにいたしました。このとき存じますが、この点は、ただ一ぺんのこの辯論に終わらずして、ぜひそれを実現していただきたい。されば、現在八百有余人で持つておるところの技術がそつくりそのまま生かされる、ここに私は大切な点があるではないかと思うからでございます。ぜひこれはどのようにしていただきたいものだと思います。

次に、権利・義務が移行される場合との問題でござりますけれども、現在、愛知用水公団によれば、県に委任された業務がたゞさんござります。これは新しい公団法に言ふ公団の性格上、一体どのようになるのでござりますか。

○伊東政府委員 私からお答えいたします。

新しい公団に引き継ぎます場合には、愛知用水公団の一切の権利・義務を承継すること、よつて別途の法律が必要でございます。これは、先ほど長官からお答えになりましたように、世銀等の関係もござりますので、今度の水資源開発公団法にはそういう規定はございませんで、別途の法律をもつま

して、現在の愛知用水公團がやつておられます。仕事、その関係の権利・義務を一切承継するということに相なうかと思いますが、その際に、県に委託し、うものは一切新しい公團に別な法律をもつて承継されることになるだらうと、いうふうに考えます。

○加藤(清)委員 別な法律によつて処理されることは当然聞くまでもないことをどうございまするが、大体の目標といふものを承つておきたいでございます。

それから、先ほどの御答弁の中に含まれておりますんでしたが、以下の予定でございますと整理と申しましようか、転退職を要請されると申します。しかし、これが大体三百人程度あるわけでござりますけれども、その転退職について、整理目標とされている三百有余名の人員に対し、ただいまの官房長官の答弁によりますれば農林省としても考慮してしかるべきだと思ひますが、農林省としてのお考えを承りたい。

それから、人員の問題でございますが、これは、現在予算に計上してあります。して愛知用水公団としまして事業が引きますのは豊川だけでございます。これは予算にそういうふうに計上になつておりますので、先生の御質問になつておまりまして、全国的な新しい公団ですぐ仕事をするということには実は三十六年度予算ではなつております。でございますので、先生の御質問になつておました点については、私どもは約百八十名くらいというふうに思つておるのでございます。公団の職員で三百八十名くらいの人を、國から出でていな人は國に返し、また、県の人でも國にとる者もあり県に行く人もある、また、そのほか民間に行く人もありといふようなことで、大体年内には二百八十名くらいの人に再就職のあせんをするということで進んでおりまして、現在六十数名はそういう線に乗りますてほかに就職をしたといふような形になつておりますので、二百八十名につきましては従来の方針は変わらないと私どもは考えております。

退職にさせなければならぬということはないと思う。いずれこれは労働委員会において詳細にわたつて権利・義務の問題を討議してみたいと思っておりましたが、農林省みずからがそういう意向であるということは、私は解せないと思う。これは、本人みずからのおなじみのわざでもなければ、本人みずからが作った転退職の原因ではないはずなんですね。本人たちはそこに勤めておりたいけれどものなら、これはやむを得ぬでしよう。よそに行きたい、よそにかかりたいといふのならばやむを得ぬ。しかし、事業量が縮小される、だからこれだけは首切られなければならないということに相なつて、私も勤めておりたいけれども、それじゃ私が一つ犠牲になつてしまふ。そういう方々に対しても親心をもつて臨んでいただかなければ、労働者に対する道ではないじゃないかと思ふのです。百歩譲るとしても、もし新採用が可能な時期、すなわち、新公園が発足して採用しなければならぬといふときには、かりに一時やめていた人といえどもなお最優先にとるといふのが、解雇するときのどこにも通用する雇用条件になるはずなんです。これをもあえて今の答弁では考えておられないと、いふことになると、はたして農林省は親心があるのかないのか、切り捨てるごめんなのか、まるで城郭築城の場合に祕密の抜け穴を作つた技術者に対する仕打と同じように解釈しなければならないのですが、それでよろしくうござりますか。

は新公園ができましてどういう人的構成でどういう仕事をどこでやつていくかということは、実はまだ全然事業計画ができておりませんので、まだそういうところまで人数が幾ら要るかといふようなことが出ておりません。それで、将来必要な場合に最優先にとることを考えたらどうか、こうしたことまで否定しておるというお話しでございましたが、私はそこまで否定して答弁申し上げたわけではございません。ただし、この愛知用水公園は、先生も御承知の通り、この法律のままで参りますと、これは工事が終われば管理するだけ、あとは全然仕事がなくなるわけでございます。私どもは、そういうことについては、この機械でございますか、あるいは今までの経験をぜひ生かしたいというようなことで、さしあたり、すぐに三十六年から仕事にかかります豊川というところを統括して仕事をしようということを考えたわけでございます。しかし、豊川をやるにしましても、人件費といふものは、みんな農民負担にはね返していくわけでございます。これはやはり必要最小限度であります。これはやはり必要最小限度でございます。そのときには普通の人と格を違えて考えられないんじゃないのか、同一のレベルでなくて、こういう経験があつたのだといふことがある程度優先的に考えたらどうかというふうには思っております。

○伊東政府委員 農業から農業以外に移つた場合、農業内会もあるそろでござりまするので、最初に官房長官に質問を集約してお尋ねしたいと存じます。

○加藤(清)委員 官房長官は次の委員地として、あるものは住宅用地として、ときには特にこの農業基本法によれば、農業同士の間ににおいて所有権の移譲が行なわれることが考えられるわけでございます。ところで、この愛知用水の受益者であるところの農民は、反当四万三千円の受益負担金を負担いたしますれば、この農民に対しては、上水道でなしに、農民が持っているその土地が、ときに工場用地として、ときに住宅地として移行する場合と、もう一つは、農業同士の間で農業基本法によれば移動しなければならないことが起きてきます。——二町何

○伊東政府委員 先生の御質問の次第は、土地に一体水がついていくかといふことです。土地の所有権にこれが付加されてくるわけでございます。ところは、所有権の移動をさせた場合に水を得るという権利がついてくるわけなのです。土地の所有権にこれが付加されてくるわけでございます。ところは、すなわち売買形式が行なわれるのではないかと思ひます。そのときに、農業基本法によれば、この農業内では、すなわち売買形式が行なわれるのではないかと思ひます。そのときには、どちらが負担金を出してもらいますと、農民にあるといふにはすぐに考へられませんので、工業の方に水を向けるというときには、これは工業の方からまた負担金を出してもらいますとか、そういうような形で、公園といふものを中に入れて、そうして農民の前に出した負担を軽くしてやるといふような操作をしていくべきじゃないか。一回農業用水の負担を払えばその水はみな売つてもいいのだというふうには見えますと、国から、農業用水あるいは簡単だといふことを申したのでございませんが、農業以外の問題になつて参りますと、國から、農業用水あるいは工業用水あるいは上水道に対します場合に、みな補助といふものが違つておられます。農業用水につきましては、ほのかの用水についてよりも、非常に手厚い保護があるといふような形になつております。そこで、今度は、農業用に使つていた水を、負担金を払つてしまふと、それは全部工業用水なら工業用水としてそのまま使えるのかといふ問題になるだろうと私は思います。そういたしますと、國あるいは県から見ますと、農業用水であるがために相当高額の補助金を出してこれを作った、そ

れがほかの用途になつてしまつというふうになりますと、これはそういう補助金を出すべきものじゃない。上水道なりましたが、農業内の場合は、農業用水がそこに来ますと、これはそういう権利的なものがついた手段として、その次に土地を買う人の土地の手段としてそこに入つてくるのではないかというふうに考えられます。

○伊東政府委員 もし土地のコストの中にそれが含まれてくるということになると、それが含まれてくる場合には、農業基本法を実際に移そうとするならば、おそらく土地のコストといふものをある程度押さえなければならぬことになりますと、その点は非常にまことにありますと、その点は非常にまことにありますから、比較的問題はむずかしいことはなかろうと思いますが、これが工業用水あるいは上水道というふうに使われるというふうになりますと、その点は非常にまだ問題がござります。といいますのは……

○伊東政府委員 私の先の質問は、他の業種に移行するのでなくして、農地が農地として所有権が移動した場合に、これは一体水の権利を得るために、これは一体いかほどと想定してみえますか。

○伊東政府委員 先生の御質問は、單に水利権といふ問題だけじゃなくて、あの近郊地帯の農地が値上がりをする場合に、これから自立經營の農家を作れるべきじゃないか……

○加藤(清)委員 押えるべきじゃないとかとか、そういうことを言っているのじゃない。

○伊東政府委員 先ほどの御質問にもございましたが、農地の値段をある程度安くする必要があるのではないかという御趣旨じゃないかといふに私は解しましたが、実は、農地の価格につきましては、農地の価格だけとしてある程度押えていきますが、そういうことをやりました。なかなか現実の問題としてむずかしい問題がございます。宅地の問題その他工業用の敷地の問題とか、いろいろな問題と関連した土地価格全般としてこれを検討いたしませんと、農地だけでは解決できないというふうに実は概念的には考えております。今先生のおっしゃいました具体的な問題として、それで農地を他に売る場合に、この水を愛知用水からもらえるものとして考える場合に幾らとして考えたらいいのだ

が、これは土地によって実は違います。と申しますのは、四万三千円と申し上げておりますのは、これは十年ないし十五年かかるで償還いたします総償還金額でございますが、中には、果樹でございますとか、あるいは旧田の補水をしましたところ、いろいろ土地によりましてこれは違ってくるというふうに考えますので、一概にどの土地にどのくらいのものがコストとして入るかということは申し上げかねますが、これはおそらくそのときどきの経済情勢で水に対するものの考え方といふことも変わってくるのではなかろうかといふに私は思いますので、現在時点で四万三千円という平均を出して

おりますが、それがそのまま移るとも考えられません。しかし、そういうものが基準になつて物事は考えられます。が、今幾らとこまでは申し上げ度安くなる必要がありますのではないかという御趣旨じゃないかといふに私は解しましたが、実は、農地の価格につきましては、農地の価格だけとしてある程度押えていきますが、そういうことをやりました。なかなか現実の問題としてむずかしい問題がございます。宅地の問題その他工業用の敷地の問題とか、いろいろな問題と関連した土地価格全般としてこれを検討いたしませんと、農地だけでは解決できないというふうに実は概念的には考えております。今先生のおっしゃいました具体的な問題として、それで農地を他に売る場合に、この水を愛知用水からもらえるものとして考える場合に幾らとして考えたらいいのだ

が、これは土地によって実は違います。と申しますのは、四万三千円と申し上げておりますのは、これは十年ないし十五年かかるで償還いたします総償還金額でございますが、中には、果樹でございますとか、あるいは旧田の補水をしましたところ、いろいろ土地によりましてこれは違ってくるというふうに考えますので、一概にどの土地にどのくらいのものがコストとして入るかということは申上げかねますが、これはおそらくそのときどきの経

済情勢で水に対するものの考え方といふことも変わってくるのではなかろうかといふに私は思いますので、現在時点で四万三千円という平均を出していきますが、実は、農地の価格につきましては、農地の価格だけとしてある程度押えていきますが、そういうことをやりました。なかなか現実の問題としてむずかしい問題がございます。宅地の問題その他工業用の敷地の問題とか、いろいろな問題と関連した土地価格全般としてこれを検討いたしませんと、農地だけでは解決できないというふうに実は概念的には考えております。今先生のおっしゃいました具体的な問題として、それで農地を他に売る場合に、この水を愛知用水からもらえるものとして考える場合に幾らとして考えたらいいのだ

が、これは土地によって実は違います。と申しますのは、四万三千円と申し上げておりますのは、これは十年ないし十五年かかるで償還いたします総償還金額でございますが、中には、果樹でございますとか、あるいは旧田の補水をしましたところ、いろいろ土地によりましてこれは違ってくるというふうに考えますので、一概にどの土地にどのくらいのものがコストとして入るかといふことは申上げかねますが、これは

なわれ、大量移転が行なわれるということを考えたおかなればならぬわけです。十五年からないいううちにこれがつまり、償還が完了しないうちにこれが行なわれるということは考えておかなければならぬ。そのときにコストが營農等ともにみ合わせてみて問題になれるわけなんですが、一体移動のコストを見ても、伊東農地局長お聞き及びの通りなんです。そのためかねるような負担を今後どうするかという問題、それはもう延べ払い方式でやつてあげるのだとおっしゃるなら文句はない。ところが、この愛知用水公団で言えば、今年なたがおっしゃったように、十年ないし十五年の償還形式になつておる。そ

うすると、それを農民に對してはそぞろしていただかなければならぬわけです。が、ある程度したその後において、土地が移動するということが、今度新しい農基法によつて出来してきたわけなんです。こういうことは愛知用水の計画の当初にはなかつたはずなんです。

○伊東政府委員 先生のお話で移動の問題が出ましたが、これは、強制的にどうするという問題ではございませんが、農民の自由意思で行なわれるわけ

は、実はないわけでございます。それではお尋ねしますけれども、今後、産業構造の変化に伴いまして、いろいろの所有権の移転等が行なわれます。と、それはアロケーションに大いに関係が生じてくると思いますが、現在の愛知用水公団に當てはめられているそのアロケーションの基本計画は、一休何によつていらっしゃるのですか。よ

りどころは何でござりますか。

○伊東政府委員 先ほどの御質問にもございましたが、農地の値段を一定程度安くする必要があるのではないかと、いう御趣旨じゃないかといふに私は解しましたが、実は、農地の価格につきましては、農地の価格だけとしてある程度押えていきますが、そういうことをやりました。なかなか現実の問題としてむずかしい問題がございます。宅地の問題その他工業用の敷地の問題とか、いろいろな問題と関連した土地価格全般としてこれを

検討いたしませんと、農地だけでは解決できないというふうに実は概念的には考えております。今先生のおっしゃいました具体的な問題として、それで農地を他に売る場合に、この水を愛知用水からもらえるものとして考える場合に幾らとして考えたらいいのだ

が、これは土地によって実は違います。と申しますのは、四万三千円と申し上げておりますのは、これは十年ないし十五年かかるで償還いたします総償還金額でございますが、中には、果樹でございますとか、あるいは旧田の補水をしましたところ、いろいろ土地によりましてこれは違ってくるというふうに考えますので、一概にどの土地にどのくらいのものがコストとして入るかといふことは申上げかねますが、これは

なわれ、大量移転が行なわれるということを考えたおかなればならぬわけです。十五年からないいううちにこれが行なわれるということは考えておかなければならぬ。そのときにコストが營農等ともにみ合わせてみて問題になれるわけなんですが、一体移動のコストを見ても、伊東農地局長お聞き及びの通りなんです。そのためかねるような負担

を今後どうするかという問題、それはもう延べ払い方式でやつてあげるのだとおっしゃるなら文句はない。ところが、この愛知用水公団で言えば、今年なたがおっしゃったように、十年ないし十五年の償還形式になつておる。そ

うすると、それを農民に對してはそぞろしていただかなければならぬわけです。が、ある程度したその後において、土地が移動するということが、今度新しい農基法によつて出来てきたわけなんです。こういうことは愛知用水の計画の当初にはなかつたはずなんです。

○伊東政府委員 先生のお話で移動の問題が出ましたが、これは、強制的にどうするという問題ではございませんが、農民の自由意思で行なわれるわけ

は、実はないわけでございます。それではお尋ねしますけれども、今後、産業構造の変化に伴いまして、いろいろの所有権の移転等が行なわれます。と、それはアロケーションに大いに関係が生じてくると思いますが、現在の愛知用水公団に當てはめられているそのアロケーションの基本計画は、一休何によつていらっしゃるのですか。よ

りどころは何でござりますか。

○伊東政府委員 これは、電源開発の政令が出来ましたときだ、あれでアロケーションの方法をやるといふことに思ひをしてやつていくということになりました。それで、いつ取られてしまうかわからないような土地の負担金は払えぬといふお話をございましたが、これは、先ほど申し上げましたように、自由意

見も、伊東農地局長お聞き及びの通りなんです。そのためかねるような負担を今後どうするかという問題、それはもう延べ払い方式でやつてあげるのだとおっしゃるなら文句はない。ところが、この愛知用水公団で言えば、今年なたがおっしゃったように、十年ないし十五年の償還形式になつておる。そ

うすると、それを農民に對してはそぞろしていただかなければならぬわけです。が、ある程度したその後において、土地が移動するということが、今度新しい農基法によつて出来てきたわけなんです。こういうことは愛知用水の計画の当初にはなかつたはずなんです。

○伊東政府委員 先生のお話で移動の問題が出ましたが、これは、強制的にどうするという問題ではございませんが、農民の自由意思で行なわれるわけ

は、実はないわけでございます。それではお尋ねしますけれども、今後、産業構造の変化に伴いまして、いろいろの所有権の移転等が行なわれます。と、それはアロケーションに大いに関係が生じてくると思いますが、現在の愛知用水公団に當てはめられているそのアロケーションの基本計画は、一休何によつていらっしゃるのですか。よ

りどころは何でござりますか。

○伊東政府委員 これは、電源開発の政令が出来ましたときだ、あれでアロケーションの方法をやるといふことに思ひをしてやつしていくことになりました。それで、いつ取られてしまうかわ

けです。つまり、五反や六反の兼業農家は、これは農業を営むことが困難になつてくる。しかし、愛知用水の受益地帯にはそういう人が非常に多いのです。そこで話題でございましたが、これは、

なつてゐるのとござりますが、これ

は電源開発促進法六条二項方式を採用している。ほかに今当てはめる適当なものがなかつたからこれを採用したところがござりますが、今後もし変更をいたしましたときには、

いうお話をござりますが、今後もし変更があった場合にはいかようになります。それによって私は質問を展開しなければならぬことになるのです。

○伊東政府委員 これは、基本計画をたしたいといふに考へておりま

す。

○加藤(清)委員 きのうも同僚角屋委員が質問をしておられましたが、それではお尋ねしますけれども、今後、産業構造の変化に伴いまして、いろいろの所有権の移転等が行なわれます。と、それはアロケーションに大いに関係が生じてくると思いますが、現在の愛知用水公団に當てはめられているそのアロケーションの基本計画は、一休何によつていらっしゃるのですか。

○伊東政府委員 その四百二十三億になるときには、この二月に基本計画を変更をいたしました。そのときには、関係の電気、水道、みんな相談いたしました。それで、話題を展開しながら話し合ひをしてやつたわけ

です。それで、いつ取られてしまうかわからないような土地の所有権の移転が漸増していることは、これは確かでござります。ただ、先生のおっしゃいましたように、五年前よりは最近の方がそういう有償の土地の所有権の移転が漸増しています。たゞ、先生のおっしゃいましたよ

うなつておられます。それは新潟県の方とは事変わります。それで、いつ取られてしまうかわ

けです。それは、いつ自分がほかに売るという場合には、これは関係者寄りまして、電源も一つの大きな基

場合には話題を合ひをしてやついくとあります。それで、いつ自分がほかに売るといふ場合は別でありまして、そのほかには、その土

地が意思に反して取られるといふこと

いけますかどうか問題がござりますので、そのときには関係者の話し合いで、農業、工業、上水道などとで話し合いできめていくのがよいのぢやないかというふうに思つております。

○加藤(憲)委員 それでは、せっかく通産省の方からも来ておつていただけておりますので、その点にちょっと触れて、御答弁のいかんによつては大平さんにもお答え願わなければならぬと思ひますが、御承知の通り、愛知用水公団の規模は、毎秒三十トンずつ通水できるという構造になつてゐるわけなんです。ところが、事実、需要は、通産省の方で御調査でございましょうが、工業用水も飲料用水も、これは日に日にその需要が増大しているわけなんです。特に、通産省の所得倍増計画によれば、少なくとも名古屋港の臨海工業地帯だけでもつて六十万トン余の見込みのはずでございます。さて、その際に、それほど需要があるにもかかわりませず、兼山ダムの取入口から一体常に満水で水が取れるかと尋ねてみますると、そうではないといふ話であります。あの兼山ダムに毎秒二百トン以上の水があつた場合に初めて余つた分だけ取ると、こうしたことだそらでござります。

○松屋政府委員　ただいま御指摘のございました兼山ダムにつきましては、関西電力が毎秒二百トンの発電用の水利権を持つております。その点を今御指摘になつたのであります。その点を今

とで、毎秒二百トンの水利権は、関西電力の前の水力権ということで現在使つております。しかし、さらに毎秒三十トン程度まではここから取れるといふ計算上の想定のもとに、愛知用水公団の方にそのような水をここから分ける形でやつておるのが現状でござる。

そこで、こういふ問題について、今後おそらくやトラブルが起きることも考えられる。もしトラブルが起きないとしても、話し合いが行なわれなければ、その必要とする需要家の希望を満たすことはできないんじゃないかと思います。そういう場合に、官房長官、池田内閣としては、希望を申し上げておきますが、ぜひ一つ、一つの事業あるいは企業を満足させて他の多くのものを泣かせることのないように、もちろん水利権その他はないように、当然尊重しなければならぬことじゅうじゅうありますし、既得権もこれは尊重してあげなければならぬことでございます。しかし、その企業努力によってな余裕ができるものならば、当然これ以上は国家有用のために利用してしかるべきである。それが、どうも、なわ張り根性であるとか、あるいはわが田に水を引くところの根性によつて、わが方だけを円満に十二分に確保していくべき考え方には、遺憾ながら賛成できませんし、それは今後水の高度利用がますます必要になつてゐる時期にとるべき態度ではないと思う。これについて官房長官の御意見を伺いたい。  
○大平政府委員 経済の成長にとりまして水資源の活用ということが至上の課題になりますことは、加藤委員御指摘通りでござります。一滴の水たりともむだのないように活用すべく、最善の努力、細心の注意を払うべきものだと思っております。

寄せておるわけでござりますが、ただ、遺憾なことに、不安と申しましようか、不満と申しましようか、これは困ったといふ問題があり、それが声になつて出でているわけでござります。そのうちの第一は、値段が高いといふことなんです。たとえて申し上げますすると、先ほど申し上げましたように、農民の受益者の負担は反当たり四万三千円も払わなければならぬ。これは、どのように農業を研究し発達させてみても、とてもじゃないがペイするところまでいかないのでないか。従つて、ぜがひでも、これはコストを引き下げてもららうか、ないしは延べ払い方式の延べ払いの年限を延長してもららることはできないであらうかという意図が、先ほど参考人としての協力者の中から出されたわけです。また、飲料用水でございまするが、同じ木曾川の水を引いて、名古屋は十円でござります。末端は四十二、三円になります。これは昔と今とはコストが違いますから無理からぬことでござりますけれども、なお、同じ水を工業用水にすると四円でいける。それは通産省その他との補助金あるいは基本計画等々が違いますから、これは思いあきらめるとしても、同じ地区において、簡易水道、つまり厚生省の補助金その他によつてここで水を供給いたしますると、一番安いのは十立米使つて大体月五十円でございます。百円ずつ徴収いたしておるのが常滑市大野の実情でござりますが、ここは五十円は黒字になつて残つておる。最高といえども簡易水道で二百円以上納めておるといふところは実例を見ないのでござります。ところが、一立米四十二、三円の水は、平

均使用料十立米といたしまして四百円と見積もらなければならぬ。このことは、同じ町村におきましては、片や簡易水道、片や愛知用水、これが一緒になつて来るわけなんです。また、某々町村におきましては、企業会社が簡易水道をやつてあるところがございます。こゝも最高十七円程度でございます。それが、同じ町内にて、片方の水を飲むと四十円、片方の水を飲めば十七円、あつちの水は苦くてこゝの水は甘い、こういうことになる。そこで、町では今弱つちやつてある。これは一体どう処理したらいいかといふことなのでございまして、地方自治にまで影響を及ぼしてゐるわけでございます。つまり、コスト高という点について、官房長官としては一体何らかのお考えがござりまするか、あるいは何にもございませんか。なぜこんなことを聞かなければならぬかと申しますと、ことに同僚丹羽先生が同じ区から出でいらつしやるのでござりますけれども、丹羽先生ではございませんが、他の某々議員さんなんかは、それはもうおれにまかしておけということをおつしやる方もあるわけなんです。そこで、その人にまかしたからといつたて別にできるものじゃない。この際内閣の御協力を得ぬことはとてもできない問題じやないかと私は思う。先ほど参考人から出ました地元の声を陳情のような形でお願いするわけござりまするが、一つ御所見を承りたいと思ひます。

して関係者が受益されていると私はどうもは考えます。あの事業がなかつたならば受けるであろう不利不便というものは解消するに非常に役立つてゐるのでないかと私は思います。しかし、今御指摘の点は、克明に計算いたしまして個々の用途におきましてあるいは合点のいかない面があるという御指摘でござりまするが、これは、これから経済情勢がどのように展開いたしまするか、また、その受益者の経済力がどのように伸びて参りますかということとも関連がありましょうけれども、地方自治体といいたしましても、国といなしましても、せつかく仕上げたこういう仕事をござりますので、愛知用水の機能が十全に果たされて関係者のために益になるよう行政技術的に十分配慮を加えて所期の目的を達成していくといふふうにすべきものであると思うわけでござります。御指摘の個別の具体的な問題についての処理につきまして、今どうしたらいかといふ点につきまして、私は具体的な分別を持つておりますけれども、方向といふたしましてはそのようにすべきものだたましいかと思つております。

なると、その流速は、かりに横断面が三平方メートルあつたとしても、なに十メートルの速力が生じてくるわけなんです。ところで、そのオープン水路ですけれども、その水口の両わきに導路ができるわけですが、このワケが何もない。地元の人たちの子供で、そこへ遊びに行つておっこちた子供が、もろすでにたくさんあるわけなんですね。なかなか登り切れない。ましていわんや、流速の早い水が流れていったということになりますと、大へんなくなります。そこで、先ほど公園側に尋ねてみますと、途中に二百メートルおきに何かつかまるものを作つておきました。サイフォン、すなわち暗渠水路のところへ行く手前のところには網のが張つてあります、こういうことであります。しかし、幼児がおつこつて二百メートル流されていつたら死んでしまう。そこへ落ちたときの危険防止はなるほど考えられてあるようでござりますが、こつてから話ではなく、落ちないとどうに手当をするのがほんとうの危険防止でなければならぬ。特に、人家密集地帯においては、細いみぞでも当然何れが行なわれていない。これで終わりだというお話を。そこで、先ほど聞いてみますと、公園側は、何とかしてお話しするが、農林省側へ行きますると、

さような予算はもとだんだんなくなつておしまして、こういう話なんですね。一体池田内閣としてはこれはどうしならよろしくござりますが、官房長官にお願いいたします。

○大平政府委員 先ほど加藤委員から御指摘がありまつたように、愛知用水公団としてどういう施設をやるかということは、当然農民の負担にも関係があることとするし、国の財政に影響があるといふこともよりでございまして、今御指摘がございましたようちくさくの造成というようなことがどの程度のものか、どの程度金のかかるものか、その負担がどういう状況になるのか、そないつた点よく検討させていただきまして、農林省にも御研究願うとうにしたいと思います。

○加藤(清)委員 御研究だけでなくして、ぜひこの危険防止策は実行に移していくいただきたい。実施していただきたい。そのためには予算が必要であると想るならば、これはしてもらいたい。それをせずに、危険が発生した、子供がおっこちた、それで死亡するのですが次々と現われてきたということになりますと、これは、遺憾ながら、一駆除を持ち上がって、水をとめてもらいたいという問題が起きかねまいと思うわけではございません。ぜひ一つ、この際政府としては、農林省に予算がなければ、あるいは追加予算なり補正予算なり組まれるやさきでござりますから、ひ一つお考え願いたい。それから、通じてお答え願いたい。それから、通水のとたんにそれがなければならぬからいう問題ではございません。徐々に行

ことじやないのですから、これは決して悪い研究とかどうとかでなしにぜひ實行に移していくべきだ。ほんとうに今日の政府にして危険を防止するという意図があるならばしてもらいたい。また、私は、公害とか被害を生じた場合にはその被害者に対して災害補償までの精神からいきましても、これは当然のことながらついて回る影の形に添うものである、かようく思うのでござりますが、官房長官、いかがでありますか。

○大平政府委員 とくと考慮してみましょう。

○加藤(清)委員 実は、通産側に対して、工業用水の需要の見通しから、あるいはこの愛知用水に関して一体将来どのような希望を持つておられるか等々のことについていろいろ承りたいのですが、あまり私の長談義で同僚議員に迷惑をかけてもいけませんし、官房長官もお急ぎのようですが、いますから、私は、この質問はこの程度にとどめて、あとの質問はまた別の委員会に留保する、こういうふうにしたいと思います。

最後に、ぜひお願ひしたいことは、せつかくのこの世紀の大事業が九個の功を一簣に欠かないように、ぜひ一つ、地元から、これはありがたい、それで愛知用水神社をという声が起ころべく、有終の美を發揮していただきたい、かようにお願いを申し上げまして、質問を終わります。

○田口(長)委員長代理 丹羽兵助君。

○丹羽(兵)委員 ただいま同僚の加藤議員からいろいろお尋ねがございま

○大平政府委員

○大平政府委員 あの地域に愛知県用水事業という世紀の事業が行なわれたわけでもございまして、これには巨大な国際資本も参加しまして、いたされたわけ

して関係者が受益されていると私はどうもは考えます。あの事業がなかつたならば受けるであろう不利不便というものは解消するに非常に役立つてゐるのでないかと私は思います。しかし、今御指摘の点は、克明に計算いたしまして個々の用途におきましてあるいは合点のいかない面があるという御指摘でござりまするが、これは、これから経済情勢がどのように展開いたしまするか、また、その受益者の経済力がどのように伸びて参りますかということとも関連がありましょうけれども、地方自治体といいたしましても、国といなしましても、せつかく仕上げたこういう仕事をござりますので、愛知用水の機能が十全に果たされて関係者のために益になるよう行政技術的に十分配慮を加えて所期の目的を達成していくといふふうにすべきものであると思うわけでござります。御指摘の個別の具体的な問題についての処理につきまして、今どうしたらいかといふ点につきまして、私は具体的な分別を持つておりますけれども、方向といふたしましてはそのようにすべきものだたましいかと思つております。

なると、その流速は、かりに横断面が三平方メートルあつたとしても、なに十メートルの速力が生じてくるわけなんです。ところで、そのオープン水路ですけれども、その水口の両わきに導路ができるわけですが、このワケが何もない。地元の人たちの子供で、そこへ遊びに行つておっこちた子供が、もろすでにたくさんあるわけなんですね。なかなか登り切れない。ましていわんや、流速の早い水が流れていったということになりますと、大へんなくなります。そこで、先ほど公園側に尋ねてみますと、途中に二百メートルおきに何かつかまるものを作つておきました。サイフォン、すなわち暗渠水路のところへ行く手前のところには網のが張つてあります、こういうことであります。しかし、幼児がおつこつて二百メートル流されていつたら死んでしまう。そこへ落ちたときの危険防止はなるほど考えられてあるようでござりますが、こつてから話ではなく、落ちないとどうに手当をするのがほんとうの危険防止でなければならぬ。特に、人家密集地帯においては、細いみぞでも当然何れが行なわれていない。これで終わりだというお話を。そこで、先ほど聞いてみますと、公園側は、何とかござりませんが、農林省側へ行きますると、

さような予算はもとだんだんなくなつておしまして、こういう話なんですね。一体池田内閣としてはこれはどうしならよろしくござりますが、官房長官にお願いいたします。

○大平政府委員 先ほど加藤委員から御指摘がありまつたように、愛知用水公団としてどういう施設をやるかということは、当然農民の負担にも関係があることとするし、国の財政に影響があるといふこともよりでございまして、今御指摘がございましたようちくさくの造成というようなことがどの程度のものか、どの程度金のかかるものか、その負担がどういう状況になるのか、そないつた点よく検討させていただきまして、農林省にも御研究願うとうにしたいと思います。

○加藤(清)委員 御研究だけでなくして、ぜひこの危険防止策は実行に移していくいただきたい。実施していただきたい。そのためには予算が必要であると想るならば、これはしてもらいたい。それをせずに、危険が発生した、子供がおっこちた、それで死亡するのですが次々と現われてきたということになりますと、これは、遺憾ながら、一駆除を持ち上がって、水をとめてもらいたいという問題が起きかねまいと思うわけではございません。ぜひ一つ、この際政府としては、農林省に予算がなければ、あるいは追加予算なり補正予算なり組まれるやさきでござりますから、ひ一つお考え願いたい。それから、通じてお答え願いたい。それから、通水のとたんにそれがなければならぬからいう問題ではございません。徐々に行

ことじやないのですから、これは決して悪い研究とかどうとかでなしにぜひ實行に移していくべきだ。ほんとうに今日の政府にして危険を防止するという意図があるならばしてもらいたい。また、私は、公害とか被害を生じた場合にはその被害者に対して災害補償までの精神からいきましても、これは当然のことながらついて回る影の形に添うものである、かようく思うのでござりますが、官房長官、いかがでありますか。

○大平政府委員 とくと考慮してみましょう。

○加藤(清)委員 実は、通産側に対して、工業用水の需要の見通しから、あるいはこの愛知用水に関して一体将来どのような希望を持つておられるか等々のことについていろいろ承りたいのですが、あまり私の長談義で同僚議員に迷惑をかけてもいけませんし、官房長官もお急ぎのようですが、いますから、私は、この質問はこの程度にとどめて、あとの質問はまた別の委員会に留保する、こういうふうにしたいと思います。

最後に、ぜひお願ひしたいことは、せつかくのこの世紀の大事業が九個の功を一簣に欠かないように、ぜひ一つ、地元から、これはありがたい、それで愛知用水神社をという声が起ころべく、有終の美を發揮していただきたい、かようにお願いを申し上げまして、質問を終わります。

○田口(長)委員長代理 丹羽兵助君。

○丹羽(兵)委員 ただいま同僚の加藤議員からいろいろお尋ねがございま

卷之三

ことじやないのですから、これは決して悪い研究とかどうとかでなしにぜひ實行に移していくべきだ。ほんとうに今日の政府にして危険を防止するという意図があるならばしてもらいたい。また、私は、公害とか被害を生じた場合にはその被害者に対して災害補償までの精神からいきましても、これは当然のことながらついて回る影の形に添うものである、かようく思うのでござりますが、官房長官、いかがでありますか。

○大平政府委員 とくと考慮してみましょう。

○加藤(清)委員 実は、通産側に対して、工業用水の需要の見通しから、あるいはこの愛知用水に関して一体将来どのような希望を持つておられるか等々のことについていろいろ承りたいのですが、あまり私の長談義で同僚議員に迷惑をかけてもいけませんし、官房長官もお急ぎのようですが、いますから、私は、この質問はこの程度にとどめて、あとの質問はまた別の委員会に留保する、こういうふうにしたいと思います。

最後に、ぜひお願ひしたいことは、せつかくのこの世紀の大事業が九個の功を一簣に欠かないように、ぜひ一つ、地元から、これはありがたい、それで愛知用水神社をという声が起ころべく、有終の美を發揮していただきたい、かようにお願いを申し上げまして、質問を終わります。

○田口(長)委員長代理 丹羽兵助君。

○丹羽(兵)委員 ただいま同僚の加藤議員からいろいろお尋ねがございま

て、この質問をお受けになり御答弁をなさった官房長官初め政府の皆様方は、立場上親切に御答弁していただけたと思いますし、また、加藤さんの質問自体が、地元でございますから、よく事情はわかつておるので、微に入り細にわたって、特に地元としての要望の向きを訴えられたものと私も考えるわけであります。

そこで、私は、官房長官に一言だけ申し上げておきたいのは、ただいま申し上げたように、質問をいたしますと、これだけ愛知県に大きな金を国が投資をして、もちろん地元の負担も幾らかござりますけれども、国としては十分な理解をして投資をし、それからまた、同僚の農林水産委員の皆様方も深い理解を持って、昭和三十年の七月にこの法案を御通過いただいて、それからといふのは、工事は非常に順序よく進んでおりまして、今日、この水が受けられる知多半島といふのは、非常に変わつて参りました。もちろん、欲を言えばどんな欲でも言えるわけで、四万円が高いだと安いだとか、あるいは水道料金が云々などと言えばそれは切りがございませんけれども、今まで水が全然なかつたところにこの水がちょうどいいができるようになつて、農民の喜びは、特に知多半島の先なんかの師崎近所に参りますと、年をとつたおばあさんが、御岳さんの水が飲めるのだ、木曾の御岳さんの水が来るのだといふことで、素朴なそういう方々は、どなたがお骨折りいただいたのか、どなたがこの案を立てていただいたかよく承知しておりませんが、この水が飲めるということをもつて非常な喜びとしておるのであります。だから、今加藤さ

んの言われましたように、局部的に、高いとか安いとか、それは、農民から言えば、安くしていただけばこんな気がたいことはない、幾らでも安くしてほしいのですけれども、それが今日の農民の割って割つてしまふから出る腹の底の言葉ではなくて、一面、土地が非常に開けて、工場が来て地価が大へん上がつて、これも愛知用水のおかげだから、この点について、もつと大局的に考えるならば、四万円、五万円でもやむを得ませんが、どうか一つ、四万円、五万円が払えるような農業指導をして、ただくことが必要だ、こう思うのです。高い安いよりも、感謝の気持ちの表わせるような農業指導をやっていただきようにも力を入れていただきたい、こう思います。

それと同時に、もう一つ私の申し上げておきたいのは、今申し上げたように、きのうも申し上げたけれども、この水が太曾川から疏水されて非常な恩恵を受けた。このために非常な発展をした。一人として文句を言つてゐる人はないと言ひ得るくらいに地元は感謝しております。その上、特定土地改良区の関係で予算がつかぬからというので、いろいろなことを御研究いたしました上に、愛知県では豊川用水がこの公団法の改正によつてやつて、いただける。それでまた豊川流域というものは愛知用水が受けた以上の非常なしあわせをちょいうだけできることになるのですから、私どもはほんとうに喜んでおりますけれども、この喜びをひとり愛知県だけがちょうどいいせずに、全国の特定土地改良区では予算がつかぬで困つてゐるところがたくさんあって、

こういう土合に愛知用水のよくなじむ  
かえのできる、豊川水域のよなあります。  
がたいところばかりではないのです。  
から、全国の特定土地改良事業をと  
さつていらっしゃる方面にも、これと  
同じような方法でなくても、こんなよ  
うな方法で全国の農民が助かるよ  
な、もうかるよな方法をやはり所持  
倍増でどうか一つ官房長官は考えて  
ただきたい、こう思うのです。私ども  
は、きのうあたりから文句ばかり言つ  
ておりますし、愛知県の連中は、こゝ  
な大きな金を政府が投じて現実こんな  
大きな恩恵を与えてやつているのに何  
文句を言うのだといふうにさぞか  
腹の中で思つていらっしゃるのじやなか  
いかと思いますが、それは局部的なこと  
を私はお願いしておるだけなんですか  
ざいます。県民はあげて感謝しておられ  
ます。どうか一つ、予算がつかないよ  
らなんて言つておられる全国の特定土  
地改良区にも、こういよな方法が  
講じられなかつたならば、予算を官房  
長官は御努力願つて、私どもと同じ  
うなしあわせが得られるよう御配慮  
を願いたいと思いますが、その点努力  
していただけばけつこうですから、努力  
願うように一つお願いして、感謝の  
言葉にかえます。

○田口(長)委員長代理 本日の連合審

はこれにて散会いたします

豊川流域というものは、た以上の非常なしあわ  
できることになるので、はほんとうに喜んでお  
るがたくさんあって、この喜びをひとり愛  
うだいせすに、全国の  
では予算がつかぬで

○大平政府委員 今丹羽委員から大へん眞情のこもった激励のお言葉をちょうだいしまして、感激しております。私どもは、御指摘のよう、愛知県だけではなく、全国の地域にわたりましてこのよしなどが大規模に展開されまして、より高い所得効率を持つた職場が無限にできますように、渾身の努力を払いたいと存じております。

ざいます。県民はあげて感謝しておられます。どうか一つ、予算がつかないといふらなんて言つておられる全国の特定地改良区にも、こういうような方法が講じられなかつたならば、予算を官幣で長官は御努力願つて、私どもと同じしていただきだけかけつけですから、努力願うようになつて、感謝の言葉にかえます。

こういう工合に愛知用水のような切りかえのできる、豊川水域のようなありますから、全国の特定土地改良事業をなさつていらっしゃる方面にも、これと同じような方法でなくとも、こんなとうな方法で全国の農民が助かるよんな、もうかるような方法をやはり所得倍増でどうか一つ官房長官は考えていただきたい、こう思うのです。私どもは、きのうあたりから文句ばかり言つておりますが、愛知県の連中は、こんな大きな金を政府が投じて現実こんな大きな恩恵を与えてやっているのに何文句を言うのだといふにさぞ腹の中で思つていらっしゃるのじやないかと思いますが、それは局部的なことを私はお願いしておるだけなん

昭和三十六年五月二十一日印刷

昭和三十六年五月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局